

社会福祉主事任用資格

社会福祉主事の任用資格については、下記(1)から(3)のいずれかに該当することが必要です。

(1)学校教育法に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目のうち、3科目以上を修めて卒業した人。

科目については下記を参照し、指定科目と履修科目が完全に一致していることを確認してください。

科目名が一致しない場合は、履修科目の授業内容が指定科目に合致する旨、大学が厚生労働省の認定を受けているものに限り認めます。

(2)厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した人

(3)社会福祉士又は精神保健福祉士

< 指定科目 > * * * * *

平成 12 年 3 月までに大学を卒業された方	平成 12 年 4 月から平成 13 年 3 月までに大学に在籍されていた方	平成 13 年 4 月以降に大学に入学された方
Aのみ適用	A、Bどちらも適用	Bのみ適用
A		B
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉概論 ・ 社会福祉事業史 ・ 社会福祉事業方法論 ・ 社会調査統計 ・ 社会福祉施設経営論 ・ 社会福祉行政 ・ 公的扶助論 ・ 児童福祉論 ・ 保育理論 ・ 身体障害者福祉論 ・ 知的障害者福祉論 ・ 老人福祉論 ・ 医療社会事業論 ・ 地域福祉論 ・ 協同組合論 ・ 法律学 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済学 ・ 心理学 ・ 社会学 ・ 社会政策 ・ 経済政策 ・ 社会保障論 ・ 教育学 ・ 刑事政策 ・ 犯罪学 ・ 倫理学 ・ 生理衛生学 ・ 公衆衛生学 ・ 精神衛生学 ・ 医学知識 ・ 看護学 ・ 栄養学 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉概論 ・ 社会福祉事業史 ・ 社会福祉援助技術論 ・ 社会福祉調査論 ・ 社会福祉施設経営論 ・ 社会福祉行政論 ・ 社会保障論 ・ 公的扶助論 ・ 児童福祉論 ・ 家庭福祉論 ・ 保育理論 ・ 身体障害者福祉論 ・ 知的障害者福祉論 ・ 精神障害者保健福祉論 ・ 老人福祉論 ・ 医療社会事業論 ・ 地域福祉論 ・ 法学 ・ 民法 ・ 行政法 ・ 経済学 ・ 社会政策 ・ 経済政策 ・ 心理学 ・ 社会学 ・ 教育学 ・ 倫理学 ・ 公衆衛生学 ・ 医学一般 ・ リハビリテーション論 ・ 看護学 ・ 介護概論 ・ 栄養学 ・ 家政学
<p>科目の読み替えはできません。</p>		<p>別表の範囲で、科目の読み替えが、認められています。</p>

医療社会事業論	医療社会事業、医療福祉論、医療ソーシャルワーク
地域福祉論	地域福祉、協同組合論、コミュニティワーク、コミュニティオーガニゼーション、地域福祉学
法学	法律学、法学概論、基礎法学
民法	民法総論
行政法	行政法総論、行政法概論
経済学	経済学概論、経済原論、基礎経済学
社会政策	社会政策論、社会政策概論、労働経済、労働経済学
経済政策	経済政策論、経済政策概論
心理学	心理学概論、心理学概説、心理学総論
社会学	社会学概論、社会学総論
教育学	教育学概論、教育原理
倫理学	倫理学概論、倫理原理
公衆衛生学	公衆衛生、公衆衛生論、公衆衛生概論
医学一般	医学知識、医学概論、一般臨床医学 人体の構造と機能及び疾病の成り立ちと回復の促進を履修していること。
リハビリテーション論	リハビリテーション、リハビリテーション医学、リハビリテーション概論
看護学	看護学概論、看護原理、看護概論、基礎看護学
介護概論	介護福祉論、介護総論、介護知識
栄養学	栄養学概論、栄養学総論、栄養指導、栄養・調理
家政学	家政学概論、家政学総論